平成３０年（フ）第６４号
横浜市戸塚区矢部町1674番地３　セラピー踊場306号
債務者　高橋　　優
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６６号
横浜市鶴見区岸谷４丁目２番17―303号
債務者　森野　正章
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６７号
横浜市鶴見区市場上町１番４号　内田喜策方
債務者　杉本　春輝
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１００９号
さいたま市北区吉野町２―27―15、商業登記簿上の本店所在地さいたま市西区大字中野林306番地
破産者　株式会社後藤通信
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７８号
奈良県御所市大字柏原1743番地
破産者　㘝生堂製薬株式会社
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２２７０号
札幌市白石区北郷２条７丁目５番１号
破産者　株式会社道食
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４６号
福井市新田塚１丁目70番31号
破産者　北陸ツーリスト株式会社
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６４号
長野県塩尻市広丘野村1701―２　佐々木ビル広丘駅東102
破産者　株式会社ＢＥＳＴ
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１０６９号
名古屋市千種区内山３丁目18番10号　千種ステーションビル２階
破産者　株式会社ファイブ
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２８９号
名古屋市中川区吉津４丁目2607番地
破産者　ＷＯＯＤＳ株式会社
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４７号
島根県松江市八雲町日吉226番地４、破産手続開始決定時の住所島根県松江市幸町1571番地21
破産者　水野　　均
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５５号
島根県松江市八雲町日吉226番地４、破産手続開始決定時の住所島根県松江市幸町1571番地21
破産者　水野　瑞恵
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８１号
北海道厚岸郡浜中町霧多布東１条１丁目46番地
破産者　工藤漁業株式会社
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第７６８号
東京都多摩市永山３丁目４番地３―203
破産者　加藤智佳子
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８１２号
東京都八王子市長沼町96番地５ＪＵＮ平山城606号
破産者　久保　央孝
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８８０号
東京都町田市成瀬６丁目16番３号リバーカルチェ成瀬102
破産者　金子　清美
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２１３号
東京都多摩市和田1172番地ベルメゾン多摩Ｃ202
破産者　伊藤　恵理
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２７１７号
神奈川県綾瀬市吉岡東１丁目17番55号
破産者　東横工機株式会社
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３７０号
東京都港区芝２丁目１番25号田中ビル５階
破産者　有限会社アルタス・トランスレーション・オフィス
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５０３号
横浜市南区井土ケ谷中町141番地
破産者　株式会社偕光社
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部